

公安委員会定例会議(第19回)の開催状況

第1 日 時 令和元年7月24日(水)

午後0時45分 ～ 午後5時00分

第2 出席者 渡部委員長、増田委員、曾我部委員

本部長、総務室長、警務部長、首席監察官

生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長

警察学校長、情報通信部長、総務課長

第3 議事の概要

1 委員長説示

県警察を管理する立場である公安委員会としては、誤認逮捕事案が発生したことは大変遺憾に思います。普段、県警察が県民の安全・安心を守るため、身を粉にして頑張っていることや知恵を出し努力している姿を見ているだけに、今回の件に関しては大変悔しく思います。

県警察は、相手方が受けた損失と目に見えない心の傷による痛みや思いを理解して、その人の身になって考えることから始めていただき、その上で相手方への真摯な対応と今後のケアをお願いします。

失った県民の信頼を取り戻すには時間がかかると思いますが、今回の事案をよく検証し、もう一度原点に立ち返って再発防止に取り組んでいただきたいと思います。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録について

総務室から、令和元年第18回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

(2) 公安委員会苦情の申出に対する回答について

総務室から、公安委員会苦情の申出に対する回答について伺いがあり了承した。

(3) 犯罪被害者等早期援助団体からの事業報告書等の受理について

警務部から、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく、犯罪被害者早期援助団体からの事業報告書等の受理及び事業運営に関する必要な措置が認められないことについて伺い

があり了承した。

- (4) 自転車防犯登録事業における実施要領変更の承認申請について
生活安全部から、自転車防犯登録の実施要領変更の承認申請の受理及び同申請の承認について伺いがあり了承した。
- (5) 警察職員の援助要求について
刑事部から、警察職員の援助要求及び援助要求に対する回答について伺いがあり了承した。
- (6) 愛媛県道路交通規制の一部改正について
交通部から、愛媛県道路交通規制の一部改正について伺いがあり了承した。
- (7) 審査請求に係る審理経過及び裁決について
交通部から、2件の審査請求に係る審理経過及び裁決について伺いがあり了承した。
- (8) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞について
交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果28件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

3 報告事項

- (1) ロールモデル制度の導入について
警務部長から、愛媛県警察ひめロール制度（女性職員ロールモデル制度）の導入について報告があった。
◇ 委員から
女性職員が気兼ねなく活用でき、職員相互にプラスとなる運用を期待したい。
との発言があった。
- (2) 監察案件に関する報告について
首席監察官から、監察案件に関する報告があった。
- (3) 愛媛県迷惑行為防止条例の改正に向けた検討について
生活安全部長から、愛媛県迷惑行為防止条例の改正に向けた検討について報告があった。
- (4) 自動車警ら隊の活動状況について
生活安全部長から、令和元年上半期の自動車警ら隊の活動状況につい

て報告があった。

◇ 委員から

引続き若手職員に対する指導を行い、自動車警ら隊員の技能向上に努めていただきたい。

との発言があった。

(5) 誤認逮捕事案の概要説明について

本部長、刑事部長から、誤認逮捕事案の発生と対応について報告があった。

◇ 各委員から

今後、県警察にあっては、相手方のことを真っ先に考えた対応に努めてほしい。

何が原因で発生したのかをよく調査して、再発防止のために何ができるのかを考えてほしい。

まず、相手方に謝罪することが大切となる。

今後、間違わないために、他に方法が無かったのか検証してほしい。

との発言があった。

(6) 令和元年上半期の交通事故発生状況分析について

交通部長から、令和元年上半期の交通事故発生状況の分析について報告があった。

(7) 高速道路交通警察隊活動状況について

交通部長から、高速道路交通警察隊の活動状況について報告があった。

◇ 委員から

引続き、シートベルトやチャイルドシート着用の徹底などを呼びかけて高速道路上の交通事故防止に取り組んでいただきたい。

との発言があった。

(8) G20愛媛・松山労働雇用大臣会合に伴う交通対策について

警備部長から、G20愛媛・松山労働雇用大臣会合に伴う交通対策について報告があった。

(9) 参議院選挙期間中の警護警備実施結果について

警備部長から、第25回参議院議員通常選挙期間中の警護警備の実施結果について報告があった。

(10) 警察職員の任用について

警務部から、警察職員（海技士（機関））の任用について報告があっ

た。

(11) 犯罪被害者等早期援助団体からの届出について

警務部から、犯罪被害者等早期支援団体からの職員名簿の変更等に関する書類の届出について報告があった。

(12) 委員監査の実施について

警務部から、平成30年度会計を対象とする愛媛県監査委員からの監査実施の通知について報告があった。

(13) 伊方発電所サイバー攻撃共同対処訓練の実施結果について

警備部から、伊方発電所サイバー攻撃共同対処訓練の実施結果について報告があった。

4 その他

(1) 本部長から、誤認逮捕事案について、「再発防止の徹底と被害者の方への誠意ある対応をしてまいります。」との発言があった。

(2) 委員から、「刑務所から逃走する場合や勾留中の被疑者が警察施設等から逃走する場合は、刑法97条の既決又は未決の者にあたり1年以下の懲役となる。最近、よく報道されているのは保釈中の逃走事案であるが、逃走罪の保護法益は国家の拘禁作用であるから、保釈された者に逃走罪は適用されない。保釈保証金を納めることで、保釈された者の逃走を防ぐという制度になっていて逃走するなど保釈制限に違反すると、保釈の取消や保釈金を没取することができる。最近、保釈が許可される事案が多くなり、今後もこの傾向は続くと考えられるが、一方、これまでの保釈金を納めさせることで逃走を防ぐという制度では逃走や保釈中の犯罪を防止することは難しくなっており、今後何らかの手当てが必要であると感じている。」との発言があった。

以上